

特 許 権	判決年月日	令和2年2月19日	担 当 部	知財高裁第4部
	事件番号	平成31年（行ケ）第10025号		

○ 発明の名称を「気体溶解装置及び気体溶解方法」とする特許につき、当該発明の課題を解決することができることを示す実施例が明細書に記載されておらず、明細書記載の実施例及び比較例に技術常識を加味しても課題を解決できる構成を特定することができないとして、サポート要件違反を理由に無効とした審決について、当業者は、明細書の発明の詳細な説明の記載及び技術常識から、当該発明に係る装置の特徴を理解し、それに基づき当該発明の課題を解決できると認識できるものと認められるとして、上記審決を取り消した事例。

（事件類型）審決（無効）取消 （結論）審決取消

（関連条文）特許法36条6項1号

（関連する権利番号等）特許第6116658号

（審決）無効2017－800116号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「気体溶解装置及び気体溶解方法」とする本件特許（特許第6116658号）に係る本件特許発明1ないし4についての無効審決に対する取消訴訟である。本件審決は、発明の課題を解決することができることを示す実施例が明細書に記載されておらず、明細書記載の実施例及び比較例に技術常識を加味しても課題を解決できる構成を特定することができないとして、本件特許発明1ないし4は、サポート要件に違反するとしたものである。原告は、取消事由として、本件特許発明1ないし4のサポート要件の適合性の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、次のとおり判示して、本件審決を取り消した。

(1) 本件特許発明1ないし4の課題について

本件明細書の記載によれば、本件明細書の発明の詳細な説明には、本件特許発明1の課題は、「気体を過飽和の状態に液体へ溶解させ、かかる過飽和の状態を安定に維持」する「気体溶解装置」を提供することにより、その課題を解決する手段として、「降圧移送手段を設け、さらに液体にかかる圧力を調整する」構成を採用したことが開示されているものと認められる。

また、本件特許発明1を直接的又は間接的に引用して発明特定事項に含む本件特許発明2ないし4の課題についても、これと同様である。

(2) サポート要件の適合性について

ア 本件明細書の記載によれば、本件明細書の発明の詳細な説明には、「本発明」の気体溶解装置は、「加圧型気体溶解手段」により水素を「過飽和の状態」で液体に溶解させて水素水を生成し、この水素水が「降圧移送手段」である管状路内で層流

状態を維持して流れることで降圧され、「過飽和の状態」を維持して水素水吐出口に移送する構成を採用し、これにより「気体を過飽和の状態に液体へ溶解させ、かかる過飽和の状態を安定に維持」という「本発明」の課題を解決できることの開示があるものと認められる。

ここに「過飽和」とは、「気体の液体への溶解度は温度により異なるが、ある温度A（℃）における気体の液体への溶解量が、その温度A（℃）における溶解度より多く存在している状態を示す。」こと、「層流」とは、一般に、速度の方向がそろった規則的な流れであって、流速が十分遅いときに実現するものであることをいう。また、細管の内径X及び長さL、加圧型気体溶解手段の圧力Yという変数に関し、L及びYの2つの変数の値が同じであれば、細管の内径Xの値が大きいほど、細管内を流れる液体の流速が遅くなり得ること、加圧型気体溶解手段の圧力Yの値が大きければ、気体を液体に多く溶解させることができるが、細管内を流れる液体の流速は速くなり得ること、細管の長さLの値が大きければ、細管内壁の抵抗により細管内を流れる液体の流速が遅くなり得ることは、技術常識であるものと認められる。

イ 本件明細書記載の実施例及び比較例に基づいて検討すると、実施例の比較の結果及び前記アの技術常識から、細管の内径X及び水素水の流量の各値が同じである場合に、水素濃度の値を高めるには、加圧型気体溶解手段の圧力Yの値の増加割合が細管の長さLの値の増加割合よりも大きくなるように各値を選択すればよいことを理解できる。

ウ 前記ア及びイを総合すると、当業者は、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び技術常識から、本件特許発明1の気体溶解装置は、必ずしも厳密な数値的な制御を行うことに特徴があるものではないと理解して、前記イを勘案し、細管からなる管状路内の水素水に層流を形成させるようX、Y及びLの値を選択することにより、「気体を過飽和の状態に液体へ溶解させ、かかる過飽和の状態を安定に維持」という本件特許発明1の課題を解決できると認識できるものと認められる。

(3) 小括

以上によれば、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び技術常識に基づいて、当業者が、本件特許発明1の発明特定事項の全体にわたり、本件特許発明1の課題を解決できると認識できるものと認められるから、本件特許発明1は、発明の詳細な説明に記載したものであることが認められる。本件特許発明2ないし4についても、これと同様である。

したがって、本件特許発明1ないし4はサポート要件に適合するものと認められるから、これを否定した本件審決の判断は誤りである。